

議案第 29 号

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正
する条例

令和 7 年 6 月 11 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（令和２年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公費の支払） 第5条 町は、候補者（第3条第4項の届出をした者に限る。）が同条第2項の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条<u>ただし書</u>に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成業者に対し支払う。 第6条 町は、候補者（第3条第4項の届出をした者に限る。）が同条第3項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成され	（公費の支払） 第5条 町は、候補者（第3条第4項の届出をした者に限る。）が同条第2項の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条<u>ただし書き</u>に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成業者に対し支払う。 第6条 町は、候補者（第3条第4項の届出をした者に限る。）が同条第3項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成され

た選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第8条 第2条の規定により無料で、選挙運動用自動車を使用し、又は選挙運動用ビラ若しくは選挙運動用ポスターを作成することができる場合の公費負担の限度額は、次に定めるところによる。

（1） （略）

（2） 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額

（3） （略）

た選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第8条 第2条の規定により無料で、選挙運動用自動車を使用し、又は選挙運動用ビラ若しくは選挙運動用ポスターを作成することができる場合の公費負担の限度額は、次に定めるところによる。

（1） （略）

（2） 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額

（3） （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。